家 畜 衛 生 情 報

No.8-22
令和８年10月27日

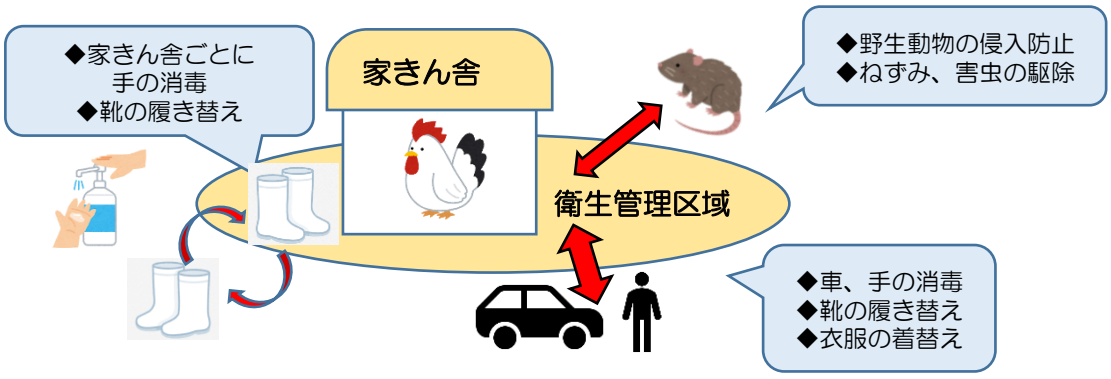
【11月分】
飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！

韓国の野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）ウイルスが確認され(10月20日）、今季も国内および県内においてHPAI発生のリスクが高まっています。

先月に引き続き、下記7項目の自己点検を実施いただき、別紙様式等により家畜保健衛生所までご報告をお願いします。

① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
⑦ ねずみ及び害虫の駆除





報告期限：11月６日（金）までにお願いします

まとまった数の死亡、鶏冠や脚の内出血など疑わしい症状があった場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

滋賀県家畜保健衛生所	
（本所） 近江八幡市西本郷町226-1 TEL:0748-37-7511　FAX:0748-37-4821 緊急携帯:090-3613-7486	（北西部支所） 高島市今津町弘川249-1 TEL:0740-22-2145　FAX:0740-22-6681 緊急携帯080-6176-8052

送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。

FAX	本所	0748-37-4821
	北西部支所	0740-22-6681
メール		ge37@pref.shiga.lg.jp
飼養衛生ポータル （農林水産省が管理するサイト）		https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス		下記のとおりです。

❖しがネット受付サービスの手順について❖

① QRコードを読み取ってください。
② ログイン
（最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。）
③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
④ 結果を送信してください。
受付けのお知らせがメールで届きます。



≪しがネット受付サービス≫

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakintyuu-8-11

別紙

飼養衛生管理基準　自己点検結果報告様式

※　太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所　あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

１１月分

農場名			
点検日		点検者	

No.	内容	○：実施 ×：未実施 －：該当なし
17	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 （区域専用の手袋の着用も可）	
18	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 （上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを使用したりすることも可）	
19	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
22	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 （家きん舎専用の手袋の着用も可）	
23	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 （家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合は同じ家きん舎用の靴で可）	
25	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・点検・修繕 （家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット（概ね網目の大きさが概ね2㎝以下）を設置し、破損個所があれば修繕すること）	
27	ねずみ・害虫の駆除 （殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置すること。家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕すること）	

報告期限：　2026年11月6日（金）

※　5月まで毎月点検、報告をお願いします。